

相模女子大学大学院社会起業研究科社会起業専攻に対する認証評価結果

I 判定

2024 年度経営系専門職大学院認証評価の結果、相模女子大学大学院社会起業研究科社会起業専攻は本協会の経営系専門職大学院基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までとする。

II 総評

相模女子大学大学院社会起業研究科社会起業専攻は、固有の目的として「豊かな人間性と高い職業倫理に基づいて、社会的課題をビジネスによって解決するための体系的で実践的なノウハウを学んだ、社会起業家を養成すること」を掲げている。これを実現するために、養成する人材像として、「①企業や自治体の中で社会貢献型の事業を開発して運営する者（イントレプレナー）、②地域で社会貢献型事業の起業や副業として経営する者（ローカル・アントレプレナー）、③社会貢献を目指したNPOなどに入りグローバルに活躍する者（グローバル・アントレプレナー）」という3種類を想定している。そのための中・長期ビジョンとして、社会起業のエコシステムを整備すると同時に、社会的課題解決に参加する人々に対して、「起業」の促進を図ることにより、人生100年時代のキャリア形成の支援を行うことを掲げており、明確なビジョンのもとでアクションプランを設定し具体的な取組みにつなげるなど、目指す方向に向けて邁進している点は評価に値する。

教育課程においては、フィールドワーク科目やデザイン思考を学ぶ科目を設け、なかでも「フィールドスタディ演習」では、県外の社会起業家との交流を含めたフィールドワークを実施している。また、教育方法として、これらの演習において、PBLを中心としたアクティブ・ラーニングを採り入れて実践している。さらに、2023 年度に実施された社会起業家など 30 名のゲスト・スピーカーを各科目に招聘するなどの工夫は、固有の目的の達成に有効な取組みであり、実際に社会課題解決に取り組む人材の輩出といった成果に結びついていることは社会的意義のある特色と評価できる。また、実践研究科目である「起業・事業開発演習」を「事業開発と起業」「持続可能なコミュニティ開発」「地域開発とパブリックリレーション」の3つのグループに分類し、研究者教員と実務家教員双方のバランスを考慮しながら各グループに配置していることは、実践的な教育の観点から特色ある取組みといえる。そのほか、法令に定められた教育課程連携協議会に加えて、修了生も多く参加する「アドバイザリーボード・ミーティング」を設置していること、学生支援において、社会人経験を有する学生が多いことを踏まえ、経験豊富

な教員自らが学生からの相談に懇切に対応していることは、効果的な教育を支える取り組みとして評価できる。

一方で、以下の点については、課題が見受けられる。

まず、教育課程が十分に整備できておらず、養成する人材像との間に多少の乖離が生じていることは課題である。ビジネスを通して社会課題解決を図る「社会起業家」の養成という固有の目的に即して、養成する人材像をより明確に示すとともに、経営系専門職大学院として必要な学習内容・時間の担保といった観点からカリキュラムの適切性を検証し、結果に応じて科目編成を改善することが求められる。次に、教員組織において、専任教員の年齢層が数年後には 60 歳代に著しく偏ること、「運営委員会」委員に過度に業務が集中していること、多様な学習の支援体制の構築に向けた事務対応窓口における工夫に課題が見受けられることから、教育の水準の向上と継続性の担保に資するよう、可能な限りの対策をとることが望まれる。さらに、学生の受け入れにおいて、定員未充足の問題を継続して抱えているが、当該専攻においても、公開講座などを通じて更なる学生の確保に着手しており、この成果を検証しつつ、一層の改善に努めることが期待される。

そのほか、学習成果の適切な評価・把握や教員の資質向上に向けた取り組みなどについても努力は認められるものの、課題が残されていることから、今回の経営系専門職大学院認証評価の結果を活用し、今後も継続して自己点検・評価活動に取り組み、教育の質のより一層の保証・向上を図ること、さらには、当該専攻の特色をより伸張していくことを期待したい。

III 経営系専門職大学院基準の各項目における概評及び提言

1 使命・目的

(1) 経営系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目：目的の設定】

当該専攻では、固有の目的として「豊かな人間性と高い職業倫理に基づいて、社会的課題をビジネスによって解決するための体系的で実践的なノウハウを学んだ、社会起業家を養成すること」を「相模女子大学専門職大学院学則」（以下、「専門職大学院学則」という。）において定めており、ビジネス分野の知見を深めて社会的課題解決に参加できるような社会を作るべく、社会起業促進のためのノウハウを提供するのみならず、社会起業のエコシステムを整備し、人生 100 年時代のリカレント・サービスを提供して、キャリア形成の支援を行っていくという明確な方向性を示している。当該大学として掲げている「地域の未来を、女性ならではの着眼点で発想し、そして貢献していく女性」を育成するというミッションに基づき、相模原地域における社会課題解決のための拠点となるべく当該研究科を設置した意義は大

相模女子大学大学院社会起業研究科社会起業専攻

きく、評価できる。なお、「女性ならではの、物事に対する自由で柔軟な感じ方や考え方」を男性にも身につけてほしいとの考えから、当該専攻では男女共学としている。

当該専攻では、そのうえで、養成する人材像として、「①企業や自治体の中で社会貢献型の事業を開発して運営する者（イントレプレナー）、②地域で社会貢献型事業の起業や副業として経営する者（ローカル・アントレプレナー）、③社会貢献を目指したNPOなどに入りグローバルに活躍する者（グローバル・アントレプレナー）」という3種類を想定して教育活動を展開しており、固有の目的は明確であり、それに基づいた教育課程を編成している点は社会的意義のある特色として評価に値する。ただし、当該専攻では、いわゆる「起業家」の養成を行う専門職大学院とは異なった教育課程編成となっており、当該専攻が目指す、社会的課題の解決を図る高度専門職業人の養成という目的に即した人材養成の方向性をより明確に示すことが望まれる（評価の視点 1-1、点検・評価報告書5～6頁、基礎要件データ表 1、資料 1-2「相模女子大学大学院社会起業研究科パンフレット」、資料 1-3「相模女子大学学則」、資料 1-4「コンセプトブック」、資料 2-5「相模女子大学専門職大学院学則」、実地調査時の面談調査）。

【項目：中・長期ビジョン、戦略】

当該専攻では、中・長期ビジョン及び戦略として、2023年度の研究科委員会において「社会起業研究科の中長期ビジョンと戦略」を策定している。中・長期ビジョンとしては、「革新的なアイデアにより社会的課題解決を行う、社会起業を推進するセンター」となるべく、社会起業のエコシステムを整備すると同時に、社会的課題解決に参加する人々に対して、「起業」の促進を図ることにより、人生100年時代のキャリア形成の支援を行うことを掲げており、明確なビジョンを策定し、これを学生募集の促進等の戦略に反映したうえでそれに向けて邁進している。なかでも、革新的なアイデアを起業へと推進するためのアクションプランにおいて、社会起業ビジネスアイデアコンテストを取り上げ、事業支援型のコンテストに協賛するなど実行に移している点は評価できる。さらに、近隣大学院とのネットワークを構築し、専任教員の専門分野以外の一部については、学外の研究者にメンターとして当該専攻に来訪してもらうことで、学生が多様な分野の研究者からいつでも支援を受けられる体制を構築していることは特色ある取組みといえる。

一方で、中・長期ビジョンに係る戦略やアクションプランについて、現状の環境認識として、当該専攻が目的とする「社会起業」を掲げる大学院は少ないとしているものの、総合的なビジネススクールであっても「社会起業家」といった表現を用いている大学院もある。また、一般的に、「起業」することの目的の大きな部分には社会的課題の解決があると考えられる。一般的なMBAコースの一部として扱っ

ている「起業」と、当該専攻が掲げる「社会起業」の違いは理解できるものの、学生を「社会起業」に至らせるための方法論は戦略において必ずしも明確には示されていない。ビジネススクールとしての資源配分、組織能力、価値向上への努力は見受けられるが、起業家精神を有する人材育成に向けてより実効性のある戦略を策定し、養成する人材像の原点に立ち戻った検討が期待される（評価の視点 1-2、点検・評価報告書 6～8 頁、資料 1-5「社会起業研究科の中長期ビジョンと戦略」、質問事項に対する回答、実地調査時の面談調査）。

(2) 提言

【特色】

- 1) ビジネスを通して社会的課題の解決を図る「社会起業家の養成」という当該専攻特有の目的に基づいて教育課程を編成している点は、社会的意義のある特色といえる（評価の視点 1-1）。
- 2) 社会的課題解決に参加する人々に対して、起業の促進を図ることにより、人生 100 年時代のキャリア形成の支援を行うという姿勢を明確に示し、学生募集の促進等の戦略に反映している点は特色として評価できる（評価の視点 1-2）。
- 3) 中・長期ビジョンとして社会起業のエコシステムを整備することを掲げ、アクションプランを策定し、革新的なアイデアを起業へと推進するために事業支援型のビジネスアイデアコンテストへ協賛するほか、近隣大学院とのネットワークを構築し、専任教員の専門分野以外の一部については学外の研究者にメンターとして当該専攻に来訪してもらうことで、学生が多様な分野の研究者からいつでも支援を受けられる体制を構築していることは評価に値する（評価の視点 1-2）。

【検討課題】

- 1) 起業家精神を有する人材の養成を目指しているが、いわゆる「起業家」の育成を行う専門職大学院とは異なった教育課程編成となっているため、当該専攻の目指す、社会課題の解決を図る高度専門職業人の養成という目的に即した人材養成の方向性をより明確に示すことが望まれる（評価の視点 1-1）。

2 教育課程・学習成果、学生

(1) 経営系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針】

当該専攻では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）において、「より良い社会の実現へ向けて、理論的な裏付けと実践力・実行力、即ち『マネジメント力』を備えた人材を育成」し、「より具体的には、望ましい社会を思い描き、その実現に向けた活動を実践できる高度専門職業人である『社会起業家（ソーシャル・アントレプレナー）』の育成」が人材養成の目的であることを明記している。また、この目的に沿って、期待する学習効果についても、①社会起業家として持続可能で多様な社会の実現という目的への共感、②経営学の基礎的知識、③既存の制度・組織・システムに対する批判的な視点と社会的課題の発生構造の分析能力、④環境変化を踏まえた社会的課題解決のための戦略立案・起業能力、⑤関係者の組織化及びプロジェクトの運営能力を持つ起業家としての自立した能力の修得を掲げており、これらの能力を身につけた者に「社会起業修士（専門職）」の学位を授与することを定めている。これらは、多様な人材育成を担う経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命に概ね合致し、当該専攻が期待する学習成果を明示したものと認められる。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）では、学位授与方針を踏まえ、教育課程の体系や教育方法を定めており、全9項目から構成されている。はじめに、「社会起業にかかわるマネジメント、社会的課題解決の戦略、起業技術の各分野について、必要な授業科目を基礎から応用まで順序立てて用意する」とし、社会起業に関わるマネジメント及び経営管理に関する基礎的科目、企業倫理に関する科目、社会貢献活動や組織開発についての実践的な演習科目を提供すること、組織開発やコミュニケーション能力を涵養することを定めている。また、4学期制・105分授業の実施による効率的な学習の実現など社会人学生に配慮した方針としている。これらは履修の手引きである『Student Handbook』に掲載し、学生にも明示している。

ただし、社会起業家の養成という人材養成の方針、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針のそれぞれの内容及び相互の関連が不明確である。学位授与方針において掲げた各項目が、教育課程の編成・実施方針の各項目にどのように反映されているか、その関係性を明確にするよう改善が望まれる（評価の視点 2-1、点検・評価報告書 11～12 頁、基礎要件データ表 2、表 3、資料 2-1「2023 Student Handbook 相模女子大学大学院（専門職大学院）」、資料 2-5「相模女子大学専門職大学院学則」、質問事項に対する回答、実地調査時の面談調査）。

【項目：教育課程の設計と授業科目】

当該専攻では、社会起業家の養成という固有の目的を実現し、期待する学習成果

相模女子大学大学院社会起業研究科社会起業専攻

を達成するために、教育課程の編成・実施方針に基づいて基礎科目、教養科目、マネジメント専門科目、社会起業関連専門科目、演習科目、プロジェクト科目に分類される計 39 科目を設置し教育課程の体系化を図っている（表 1 参照）。

表 1：科目区分の概要

科目区分	科目区分の概要	必要単位数*
基礎科目	経営管理のコアカリキュラム 5 分野（組織行動・人的資源管理、技術とオペレーションのマネジメント、マーケティング、会計・ファイナンス、経営戦略）と社会起業のコアカリキュラム（社会起業の戦略と技術）に関する基礎的な知識を修得させる科目として「経営理論 I・II」を配置	2 科目 6 単位を必修
		2 科目 6 単位を必修
教養科目	プロジェクトを学ぶ「プロデュース・プロジェクト」、各種ステークホルダーとのコミュニケーションのための「プレゼンテーション演習」、国際的な倫理感を身につけるための「企業倫理と CSR」の 3 科目を配置	3 科目 4 単位を必修
		2 単位を選択必修
マネジメント専門科目	経営管理の 5 分野ごとに 3 科目ずつ計 15 科目を配置	6 単位を選択必修＋社会起業関連専門科目と合計して 5 単位を選択
		10 単位を選択必修
社会起業関連専門科目	「社会起業の戦略」に関わる 7 科目、「社会起業の技術」に関わる 3 科目を配置	8 単位を必修
		6 単位を選択必修
演習科目	デザイン思考を学ぶ「プロトタイプ演習」、地方での社会的構造を分析する「フィールドワークスタディ演習」、自律分散型の組織開発を体験する「組織開発演習」の 3 科目を配置	1 単位を選択
		1 単位を選択必修
プロジェクト科目	知識を実務に適用し実践できる高度専門職業人としての能力を養うための科目	6 科目 10 単位を必修
		6 科目 10 単位を必修

※上段は 2023 年度まで、下段は 2024 年度の必要単位数

（点検・評価報告書 14～17 頁、社会起業研究科ウェブサイトに基づき作成）

基礎科目は、企業・組織のマネジメントに必要な経営管理及び社会起業に関わる基礎的な知識を修得するための科目であり、「経営理論 I・II」の必修 2 科目を設置している。教養科目は、社会起業に必要なプロジェクトマネジメント、コミュニケーションスキル、企業倫理等を学ぶ 3 科目を配置し、職業倫理観やコミュニケーション能力の養成にも努めている。マネジメント専門科目では、ビジネスを通じた社会起業に必要な知識を提供する科目として、組織行動・人的資源管理、技術とオペレーションのマネジメント、マーケティング、会計・ファイナンス、経営戦略の

相模女子大学大学院社会起業研究科社会起業専攻

5分野において計15科目を配置しており、「応用統計分析」「応用経済学」など分析能力を養成する科目も含んでいる。また、選択科目ではあるが、「リーダーシップ論」や「組織開発論」を設置することで、リーダーシップの養成も図っている。社会起業関連専門科目は、社会貢献型の専門職業人としての知識基盤養成を図る科目として、「地域活性化論」「ソーシャル・イノベーション論」等の社会起業の戦略に関する科目及び「社会制度と起業」「非営利組織経営論」等の社会起業の技術に関する科目の計10科目を提供しており、当該専攻の人材養成の趣旨に沿った社会起業に関連する知識・技能や戦略を幅広く修得することを可能とすべく科目を編成している。演習科目は、フィールドワーク科目やデザイン思考を学ぶ科目のほか、組織開発に関する科目を3科目設置し、地域課題の理解をはじめとする体験学習の機会を提供している。さらに、知識を実務に適用し実践できる高度専門職業人としての能力を養うための科目として、プロジェクト科目を設け、1年次の秋学期より2年次にかけて「起業・事業開発演習Ⅰ～Ⅵ」を配し、修了要件の一つとして「起業・事業開発最終報告書」の作成を課している。このうち、2年次に配している「起業・事業開発演習Ⅲ～Ⅵ」では、テーマごとの3グループ（「事業開発と起業」「持続可能なコミュニティ開発」「地域開発とパブリックリレーション」）において、学生同士及び教員との討論によってコミュニケーション能力や事業立案能力の養成を図っているほか、当該専攻で得た知識・スキル、専門的知識の集大成として「起業・事業開発最終報告書」を作成することで、自主的な思考能力や分析能力を高めることが可能となっている。

以上のことから、当該専攻では、人材養成の目的に沿って系統性に配慮した科目配置を概ね実現しており、当該専攻の特色を反映した教育課程として、固有の目的を踏まえ、社会起業に関わるマネジメント、課題解決のための知識、戦略、起業技術等について基礎的科目から応用科目まで体系的な科目を編成していることは評価できる。ただし、固有の目的の実現と期待する学習成果の達成の実効性を確保する観点から、次の課題・懸念点を指摘したい。

第一は、教育課程及び修了要件の変更に関するものである。2023年度までの旧制度での修了要件は、必修科目28単位、選択必修科目6単位、選択科目6単位の合計40単位以上の修得であり、このうち必修科目の内訳は、基礎科目6単位、教養科目4単位、社会起業関連専門科目8単位、プロジェクト科目10単位であった。2024年度の新制度からは、必修科目16単位、選択必修科目19単位、合計35単位以上の修得が修了要件となっており、このうち必修科目は基礎科目の「経営理論Ⅰ・Ⅱ」のほか、1年次後期から開始される一連のプロジェクト科目「起業・事業開発演習Ⅰ～Ⅵ」のみとなっている。選択必修科目は、教養科目から2単位以上、マネジメント専門科目から10単位以上、社会起業関連専門科目から6単位以上、演習科目から1単位以上と定めている。修了要件の総単位数の減少と合わせて学生の負担軽減を

相模女子大学大学院社会起業研究科社会起業専攻

目的としてカリキュラムを変更したものであるが、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は改定せずに修了要件を大幅に変更していることから、当該専攻の人材養成の目的や各方針と教育課程との整合性について、合理的かつ適切な説明責任を果たすことが必要である。

第二に、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門知識の修得について、上述のとおり基礎科目に必修として「経営理論Ⅰ・Ⅱ」を設置しているが、ファイナンスに関する内容が含まれておらず、教育課程の編成・実施方針との齟齬が見られる。加えて、新制度ではマネジメント専門科目は選択必修科目として10単位以上の修得を課しているが、制度変更によって経営系専門職大学院として関連する分野の学習内容が十分に担保されているか、学生の履修状況や習熟度を適切に把握することが求められる。学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との整合を図ったうえで、経営系専門職大学院として必要な専門知識・スキルを修得するための十分な学修内容・時間が担保された教育課程となっているかを改めて検証し、結果に応じて科目編成を改善することが望まれる。

このほか、グローバルな視点を持った人材を養成する観点から編成した科目として「ソーシャル・イノベーション論」を挙げているが、養成する人材像にある「グローバル型社会起業家」の養成と実際の科目編成との整合を図ることが望ましい（評価の視点2-2、2-3、点検・評価報告書14～16頁、資料2-1「Student Handbook 相模女子大学大学院（専門職大学院）」、資料2-3「相模女子大学専門職大学院シラバス」、資料2-5「相模女子大学専門職大学院学則」、資料2-21「社会起業研究科のカリキュラム改定について」、資料2-22「新旧カリキュラム対照表」、資料2-23「新カリキュラム表」、質問事項に対する回答、実地調査時の面談調査）。

当該専攻では、平日夜間の6限（19時開始）はオンライン授業、土曜日（9時～18時55分）は対面・オンラインを併用してハイフレックス化するなど、社会人学生の利便性を考慮して授業時間帯及び方法を工夫している。オンライン授業に関しては、学生用及び教員用の「オンライン授業のガイドライン」を作成し、適切に運用できるよう配慮している。また、4学期制を採用しており、第1・2及び第3・4クォーター間に1週間のブレイク期間を設定し、授業の振返りや事前準備の期間として活用している。ただし、オンライン授業の教育効果の把握について、学生による授業評価アンケート等を実施しているものの、同アンケートにはオンライン授業に関する項目がなく、適切に把握できているとはいえない。当該専攻として独自のアンケートの設計やFD委員会の運用を含めて、適切な体制を整え、オンライン授業を含めた教育効果を適切に把握できるよう改善が望まれる（評価の視点2-4、2-5、点検・評価報告書17頁、資料2-7「2023年度春学期学修振り返りアンケート集計結果（開講所属別）」）。

【項目：教育の実施】

当該専攻では、社会人学生が効率的な学習を実現できるよう、各学期を7週とする4学期制を採用し、1コマあたりの授業時間を105分としたうえで、法令に則した単位数を設定しており、学生に期待する学習効果を踏まえて、基礎科目、教養科目、マネジメント専門科目、社会起業関連専門科目のうち28科目を講義科目として開講している。なお、このうち9科目（2024年度は8科目）は必修科目で、社会起業に必要な理論を学ぶ科目であるとしている。演習科目としては、教養科目の「プロデュース・プロジェクト」「プレゼンテーション演習」、演習科目の「プロトタイプ演習」「フィールドスタディ演習」「組織開発演習」の計5科目に加え、プロジェクト科目の「起業・事業開発演習Ⅰ～Ⅵ」を提供するとともに、「フィールドスタディ演習」では、県外に出向いて社会起業家と交流する機会を含めたフィールドワークを実施している。これらの演習科目において、PBLを中心としたアクティブ・ラーニングを採り入れて実践していることは、教育上の工夫として評価できる。また、「起業・事業開発演習Ⅰ～Ⅵ」においては指導教員による個別指導を行っており、このうち2年次に配当している同科目「Ⅲ～Ⅵ」では、グループごとにテーマは異なるものの、より深い知識が身につくように工夫をしている。加えて、2023年度は社会起業家など30名のゲスト・スピーカーを各科目に招聘し、社会起業についての具体的なイメージを醸成させるとともに、彼らからアドバイスを受ける機会を提供している。同年度には、相模原市長を招聘して地域課題について意見交換及び課題解決策を提案する場を設けているほか、連携協定を結んでいる相模原市産業振興財団、さがみはら産業創造センター、町田新産業創造センターなどが主催するビジネスコンテストやセミナーへの参加を積極的に推奨するなど、社会連携の機会も提供している。このほか、マネジメント専門科目の「応用統計分析」では、統計用のフリーウェアを利用することでデータ処理の技術を修得する機会を設けており、総じて概ね適切な授業形態、方法及び教材を用いており、必要に応じて関係機関等と連携した教育上の工夫を行っているといえる（評価の視点2-6、点検・評価報告書18～19頁、基礎要件データ表4、資料2-3「相模女子大学専門職大学院シラバス」、資料2-14「2023年度開講科目内の臨時講師委嘱一覧」）。

当該専攻では、修了要件単位数が40単位であるところ、1年間に履修登録のできる単位数の上限を32単位としており、学生が年次に応じた適切な履修ができるよう留意している。また、他の大学院又は入学前において修得した単位の認定について、教育上有益と認められる場合には、4単位を超えない範囲（早期履修制度による修得単位の場合は10単位を越えない範囲）で当該専攻で修得したものとみなすことを可能としており、学生から提出された成績証明書やシラバス等を教員が確認し、研究科委員会にて審査のうえでこれらを認定している。なお、これまでに既修得単位の認定申請はない（基礎要件データ表5、表6、質問事項に対する回答、回答資料

2-31「相模女子大学専門職大学院既修得単位認定規程」)。

シラバスには、到達目標、授業の概要、授業内容、授業計画、授業方法（対面・オンライン等）、必要な受講環境、予習・復習、成績評価の方法、教科書・参考書、教員からのメッセージ等を掲載しており、シラバスの執筆方法を全学統一の「シラバス作成要領」にまとめている。また、シラバスの記載内容については、当該専攻の全学教務委員会委員がピアレビューを行い、全学教務委員会委員の担当科目は研究科長がピアレビューを実施する体制としている。しかし、一部科目において、到達目標の記述内容や成績評価の方法に精粗が見られる。特に、成績評価については、講義科目において「授業態度」を100%とするなど、授業態度をどのような観点で評価するのか、具体的な評価方法が明確に記載されていない科目が見られる。また、学習の到達目標に関する記載が明確でない科目も散見される。例えば、「プロデュース・プロジェクト」での最終目標は、「大学院の2年間の学び、そして修了後の社会での実践に絶対必要な知識を、実体験を通じて育み膨らませることにある」としているが、表現があいまいであり、より明確な到達目標を設定することが望まれる。このほかにも、授業計画では「特定分野・内容の基礎を学ぶ」などといった表記が多く、各回の講義の内容が明確になるように記載を改善することが望ましい。

「シラバス作成要領」に沿った執筆の実効性を担保するため、またピアレビュー体制をより有効に機能させるためにも、例えば当該専攻内で専門領域別にピアレビューを実施するなど、第三者のシラバスチェック体制の改善に努めることが望まれる（評価の視点 2-7、点検・評価報告書 19～20 頁、資料 2-3「相模女子大学専門職大学院シラバス」、資料 2-12「シラバス作成要領」、質問事項に対する回答）。

履修指導に関しては、入学時のガイダンスにおいて全員に対して履修指導を行っているほか、希望者には個別指導を行っている。また、長期履修生に対しては履修計画を検討させ、必要に応じて個別に相談対応をしている。このほかにも、入院・加療など体調不良となった学生に対してはオンデマンド教材の提供等の個別対応も行っている。予習・復習に関しては、5名以上が履修している全授業について「学修振り返りアンケート」を実施し、そこでの学生の回答に対しては担当教員から履修者にフィードバックすることとしており、学生は学修内容の理解を深めることができるようになってきている。これらの取組みから、学生の円滑な学習につながる一定の体制を担保しているものと判断できる（評価の視点 2-7、点検・評価報告書 20 頁、資料 2-6「相模女子大学・相模女子大学短期大学部学修振り返りアンケート実施要項」、資料 2-7「2023 年度春学期学修振り返りアンケート集計結果（開講所属別）」）。

教室については、学部との共有施設を利用しているが、対面授業を実施する土曜日は補講を除いて学部の授業はなく、講義教室（ハイフレックス対応教室含む）、演習室、情報処理教室等、基本的な設備が整った教室を授業の形態に合わせて適切に利用している。また、授業の規模に関しては、成績分布表を確認する限り、全て

相模女子大学大学院社会起業研究科社会起業専攻

の科目において履修者が 25 名以下となっており、概ね少人数でクラスを開講していることから、適切であると判断できる（評価の視点 2-8、点検・評価報告書 21 頁、資料 2-1「2023 Student Handbook 相模女子大学大学院（専門職大学院）」、資料 2-4「成績分布表」、実地調査時の施設見学）。

自習室に関しては、専門職大学院共同研究室を用意しており、平日の 6 限以降と土曜日に開室している。専門職大学院共同研究室ではプリンター、複合機、プロジェクター、ホワイトボード等が利用でき、学生同士のディスカッションを含めて自習できる環境を整えている。また、マーガレット本館や 3 号館、専門職大学院共同研究室のある 7 号館のラウンジが 8 時 30 分から 22 時まで利用可能であり、マーガレット本館のラーニングコモンズ、11 号館の Study Room は、オンライン授業の受講にも利用可能である。このほか、夢をかなえるセンターのティーラウンジ・カフェテリアも利用できる（評価の視点 2-9、点検・評価報告書 21 頁、資料 2-1「2023 Student Handbook 相模女子大学大学院（専門職大学院）」、実地調査時の施設見学）。

図書館については、相模女子大学附属図書館に図書約 32 万 7000 冊、学術雑誌約 4900 種類を所蔵している。このうち、当該専攻の教育研究に関連する社会科学・経済学関連の蔵書は、図書約 7700 冊、学術雑誌約 250 種類を収蔵している。このほかに、教科書や参考書など当該専攻専用の図書を専門職大学院共同研究室内に常置している。電子コンテンツについては、図書館全体で電子ジャーナルを 18 種類、電子ブックを 453 タイトル、データベースを 18 種類導入し、館内だけでなく自宅等からのアクセスも可能である。館内にはグループ学習室を設置し、自由に使えるホワイトボードや電子黒板、ノートパソコン、プリンターを備えており、希望者にはプロジェクターを貸し出し、グループ学習を行える環境を整えている。図書の貸出冊数・期間は、20 冊・4 週間（和書）又は 8 週間（洋書）、開館時間は授業期間中の平日は 9 時から 20 時、土曜日は 9 時から 17 時であり、当該専攻の学習及び教育活動を支えるものとして一定の機能を備えた図書館を整備しているといえる（評価の視点 2-10、点検・評価報告書 21～22 頁、「相模女子大学附属図書館利用規則」）。

情報インフラストラクチャーについては、教室に Wi-Fi 等の学内ネットワークを敷設し、ハイフレックス対応機材など ICT を利用した授業を支援するための基盤を適切に整備している。また、教職員・学生全員に相模女子大学のポータルサイト「Smile Sagami」、学習管理システム等を提供するとともに、学生・教職員向けにサポートデスクも開設しており、学習及び教育活動に必要なかつ十分な設備を整備し、活用しているといえる（評価の視点 2-11、点検・評価報告書 22 頁、資料 2-16「相模女子大学・相模女子大学短期大学部学内ネットワーク利用ガイド」）。

【項目：学習成果】

成績評価について、段階評価を行う科目は、S（90～100 点）・A（80～89 点）・

B (70～79 点)・C (60～69 点)・D (59 点以下) の5段階及びI (評価不能) で評価しC以上を合格としており、段階評価を行わない科目については、P (合格)・F (不合格) 及びI (評価不能) のいずれかで評価を行っている。成績評価方法については、教員に対して、試験・レポート・授業態度等の項目をパーセンテージで表示し、各科目における到達目標について、学生が受講の結果として到達できる知識やスキルの水準を明確に示すことを要請したうえで、評価基準とともにシラバスに明記しており、成績評価の客観性・厳格性を担保している。なお、オムニバス授業や「起業・事業開発演習Ⅲ～Ⅵ」など複数の教員が担当する科目においては、担当教員同士で情報交換を行っている。また、「起業・事業開発最終報告書」の評価について、2023 年度から「コース・ルーブリック」を設け、演習担当教員と学生が評価基準を共有し、学位授与方針に沿った評価を行えるよう工夫している点は評価できる。ただし、ルーブリックを実際に活用するにあたっては、より確実に学位授与方針に沿って実効性のある評価が可能となるよう工夫することが望まれる (評価の視点 2-12、点検・評価報告書 26 頁、資料 2-1「2023 Student Handbook 相模女子大学大学院 (専門職大学院)」、資料 2-3「相模女子大学専門職大学院シラバス」、資料 2-5「相模女子大学専門職大学院学則」、資料 2-19「学位審査のルーブリック」、質問事項に対する回答、実地調査時の面談調査)。

成績評価の公正性・厳格性を担保するために、成績評価に対して疑義がある場合には、指定の期間内に学修・生活支援課を介して教員に問合せができる制度を設けており、学生に対しては『Student Handbook』への記載やオリエンテーション等を通じて周知を図っている (評価の視点 2-13、点検・評価報告書 24 頁、資料 2-1「2023 Student Handbook 相模女子大学大学院 (専門職大学院)」)。

修了認定については、学位授与方針に則り、2年以上在学し、所定の必修科目を含む40単位(2024年度は35単位)以上の修得及び「起業・事業開発最終報告書」の審査に合格した者に学位を授与しており、修了要件や審査方法等については『Student Handbook』に明記している。学位の授与にあたって、「起業・事業開発最終報告書」の審査を導入しており、修了後の起業や新規事業の開発につなげようとしている点は評価できる。なお、職業や育児等の事情により、標準修業年限内での修学が困難な場合には、入学時に申し出ることにより3年又は4年での計画的な在学を認める長期履修制度を設けている (評価の視点 2-14、点検・評価報告書 24～25 頁、基礎要件データ表 7、表 17、資料 2-1「2023 Student Handbook 相模女子大学大学院 (専門職大学院)」、資料 2-5「相模女子大学専門職大学院学則」、資料 2-20「相模女子大学の学位授与に関する規程」)。

教育上の成果の検証のため、上述の「コース・ルーブリック」の活用や、授業評価アンケート、修了生進路状況調査といった取組みを実施している。また、教育課程やその内容及び方法の改善・向上を図るにあたっては、「起業・事業開発演習」

やその他の授業において、当該専攻の戦略自体をケースとして取り上げ、学生からの意見や要望を勘案して修了要件の変更を行うなどの対応をとっている。ただし、学生のニーズに基づくとはいえ、修了要件単位数を削減し、履修科目の選択の自由度を高める変更となっていることから、これによって当該専攻の目指す固有の目的を達成することができるのか、また学位授与方針を満たすような変更となっているか懸念が残るため、今後も学生のニーズを把握し、検討を重ねていくことが望ましい（評価の視点 2-15、2-16、点検・評価報告書 25～29 頁、資料 2-5「相模女子大学専門職大学院学則」、資料 2-21「社会起業研究科のカリキュラム改定について」、資料 2-22「新旧カリキュラム対照表」、資料 2-23「新カリキュラム表」、資料 2-24「新旧カリキュラムツリー」、実地調査時の面談調査）。

【項目：学生の受け入れ】

当該専攻では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針をもとに学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定めており、入学時に求める学生像として「大学院進学のための第一の目的として、社会貢献を考えている者」「問題解決にあたり、主体的に行動する意欲がある者」「自由で豊かな発想力を持つ者」「多様な他者を巻き込む協働力を持つ者」「自らの大学院修了後のキャリアを構想できている者」という 5 点を設定し、ウェブサイトや募集要項等で公表している。また、募集要項において、学習歴や学力水準等の出願資格を明示したうえで、選抜区分や選抜方法、試験科目など入学者に求める水準等の判定方法を記載している。選抜区分としては、大学卒業見込み又は卒業後 4 年以内の者を対象とした推薦入試と対象を限定しない一般入試の 2 区分を設け、それぞれに選抜方法を定めて実施している。推薦入試では、志望理由書、学部での指導教員の推薦書等の書類及び面接により、一般入試では、取り組みたい社会課題やその背景、意義、課題解決の方法とその実現のために必要となる資源等を記述した「起業・事業開発構想書」等の書類及び面接により総合的に合否を判定することとしている。入学者選抜の実施にあたっては、副学長を入学試験本部長とし、入学試験実施要項に基づき 2 名の教員による面接を行ったうえで、研究科委員会において合否を判定しており、適切に実施されている（評価の視点 2-17、2-18、点検・評価報告書 30～31 頁、基礎要件データ表 2、資料 1-1「2023（令和 5）年度募集要項 社会起業研究科社会起業専攻」、資料 2-8「2023（令和 5）年度専門職大学院入学試験実施要項（推薦・一般）」、社会起業研究科ウェブサイト）。

在籍学生数について、当該専攻では入学定員を 30 名と設定しているところ、入学定員に対する入学者数比率は 2020 年度 0.80、2021 年度 0.40、2022 年度 0.63、2023 年度 0.37、2024 年度 0.83、直近の 3 年間（2022～2024 年度）の平均 0.61 であり、収容定員に対する在籍学生数比率は 2021 年度 0.60、2022 年度 0.55、2023 年度 0.57、2024 年度 0.72、直近の 3 年間（2022～2024 年度）の平均 0.61 となっている。学生

相模女子大学大学院社会起業研究科社会起業専攻

の募集促進に向けてさまざまな施策を実施しているものの、2020年度の開設以来、定員を充足したことがないため、充足率の向上が求められる（評価の視点 2-19、点検・評価報告書 31～32 頁、基礎要件データ表 8）。

表 2：過去 4 年間の入学者数及び在籍学生数

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
入学者数 (入学定員 30 名)	12 名	19 名	11 名	25 名
在籍学生数 (収容定員 60 名)	36 名	33 名	34 名	43 名

(基礎要件データ表 8 に基づき作成)

【項目：学生支援】

学生の進路選択・キャリア形成に関する支援について、当該専攻では就労しながら通学する社会人学生が多いことから、全員を対象とした就職ガイダンス等は実施していないものの、必要に応じて各教員が都度相談に応じ、就職支援課への紹介、進学希望の学生に対する論文執筆指導、転職志望者へのアドバイス等を行っている。また、障がいのある学生に対しては、全学の学修・生活支援課を窓口として必要なサポートを学生と相談のうえ、教員と協力しながら対応するなど、組織としての支援体制を整えている。ただし、学生が相談しやすい環境形成として各教員が適宜対応することは重要である一方で、それに加えて当該専攻独自の事務対応窓口を設けるなど、組織的に対応できる体制を整備する必要がある。また、学生の多様な学習の支援や履修登録などの学習相談・支援のための体制という観点からも、学生が対面で通学した際に相談できる先として、事務窓口が対応できる支援体制を構築することが必要である（評価の視点 2-20、2-21、点検・評価報告書 32～33 頁、基礎要件データ表 18、資料 2-1「2023 Student Handbook 相模女子大学大学院（専門職大学院）」、質問事項に対する回答、実地調査時の面談調査）。

在学生の課外活動や修了生の活動に対する支援として、修了生を大学院研究生として受け入れているほか、学生及び修了生に対してラウンジや教室の利用、機材の貸与などの配慮をしている。ただし、起業家精神を有する人材養成という目的に鑑み、大学院研究生でない学生に対しても、施設の利用に加えて課外活動に対する支援を充実させることが望ましい（評価の視点 2-22、点検・評価報告書 33 頁、資料 2-1「2023 Student Handbook 相模女子大学大学院（専門職大学院）」）。

(2) 提言

【検討課題】

相模女子大学大学院社会起業研究科社会起業専攻

- 1) 社会起業家の養成という人材養成の方針、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針のそれぞれの内容及び相互の関連について、学位授与方針において掲げた各項目が、教育課程の編成・実施方針の各項目にどのように反映されているか、その関係性を明確にするよう改善が望まれる（評価の視点 2-1）。
- 2) 学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との整合を図ったうえで、経営系専門職大学院として必要な専門知識・スキルを修得するための十分な学習内容・時間が担保されているかといった観点からその適切性を改めて検証し、結果に応じて科目編成を改善することが望ましい（評価の視点 2-2）。
- 3) 養成する人材像に掲げる「グローバル型社会起業家」と実際の科目編成との整合を図ることが望ましい（評価の視点 2-2）。
- 4) オンライン授業の教育効果が十分把握できる体制が整えられていないため、当該専攻独自のアンケートの実施やFD委員会の運用を含めて、授業に対する評価を適切に把握できる体制を整えるよう改善が望まれる（評価の視点 2-4）。
- 5) シラバスについて、学習到達目標の記載が明確でない科目があるため、各科目においてより明確な到達目標を設定することが望まれる。また、シラバスのピアレビュー体制をより有効に機能させるためにも、当該専攻内で専門領域別にピアレビューを実施するなど、第三者によるシラバスチェック体制の改善に努めることが望まれる（評価の視点 2-7）。
- 6) 修了要件として課している「起業・事業開発最終報告書」の評価において、2023年度から「コース・ルーブリック」を設け、演習担当教員と学生が評価基準を共有して学位授与方針に沿った評価ができるよう工夫しているものの、実際の活用にあたっては、より確実に同方針に沿って実効性のある評価が可能となるよう工夫することが望まれる（評価の視点 2-12）。
- 7) 定員管理に関し、2020年度の開設以来、定員未充足の状態であり、入学定員に対する入学者数比率は、2022年度 0.63、2023年度 0.37、2024年度 0.83、収容定員に対する在籍学生数比率は2022年度 0.55、2023年度 0.57、2024年度 0.72であり、直近3年間の平均はいずれも 0.61 と低いことから、更なる充足率の向上が求められる（評価の視点 2-19）。
- 8) 学生が相談しやすい環境として各教員が適宜対応することは重要であるものの、それに加えて当該専攻独自の事務対応窓口を設けるなど、組織的に対応できる体制を整備する必要がある（評価の視点 2-20、2-21）。
- 9) 学生の多様な学習の支援や履修登録などの学習相談・支援という観点から、学生が対面で通学した際に相談できる先として、事務窓口が対応できる支援体制を構築することが必要である（評価の視点 2-20、2-21）。

3 教員・教員組織

(1) 経営系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目：教員組織の編制方針】

教員組織の編制方針については、全学の方針に基づき、当該専攻として2023年度に「求める教員像及び教員組織の編成方針」を制定している。具体的には、「求める教員像」を、当該専攻の「教育理念、設置の目的、3つのポリシーに共感し、理論から実践への架橋となる教育指導を行い、教育・研究活動を通じて社会に貢献する教員」とし、①法令上の基準に則した、カリキュラムに必要な教員の適切な配置、②各教員がミッション・ビジョン等を共有し、自律的に望ましい行動がとれる自律分散型の教員組織編制、③研究者教員と実務家教員のバランスのとれた配置、④社会起業に関わる経営管理、社会的課題解決の戦略、起業技術の各専門領域における優れた研究業績と実践的知識を兼備した教員の配置の4項目を基軸に教員組織を編制することとしており、社会起業家の育成の推進に必要となる教員組織の全体的なデザインが概ね明確に示されているといえる。また、実際の教員組織の編制にあたっては、この方針に従って、専任教員を「事業開発と起業」「持続可能なコミュニティ開発」「地域開発とパブリックリレーション」「組織行動分野」「マーケティング分野」「建築分野」に分類している（評価の視点3-1、点検・評価報告書35～36頁、資料2-24「新旧カリキュラムツリー」、「求める教員像と教員組織の編制方針」、質問事項に対する回答）。

【項目：教育にふさわしい教員の配置】

当該専攻においては、2024年5月1日現在、専任教員数、教授数及び実務家教員数について、いずれも法令上の要件を満たしており、研究者教員と実務家教員のバランスも数的にはとれている（表3参照）。教員の教育上の指導能力に関して、研究者教員については、教育研究業績の内容から概ね適切であるといえるものの、直近の研究業績の少ない教員が若干見受けられるため、今後の研究活動の充実が望まれる。また、実務家教員については、いずれも5年以上の実務経験があり、かつ高度な実務能力もあることから、教育上の指導能力はあるものと評価できる。

表3：2024年度の専任教員に関する情報

専任教員	専任教員のうち 教授	専任教員のうち 実務家教員	実務家教員のうち みなし専任教員
11名	10名	5名	2名

(基礎要件データ表9～表12に基づき作成)

教員組織は、教養・基礎教育を踏まえたうえで、専門科目（社会起業関連専門科目・マネジメント専門科目）、さらにはプロジェクト科目及び演習科目へと段階的

相模女子大学大学院社会起業研究科社会起業専攻

に積み上げる形で教育ができるように明確に設計されている。特に、当該専攻の中核的な実践研究科目である「起業・事業開発演習」については、効果的な教育を行えるよう、2年次の必修科目の「起業・事業開発演習Ⅲ～Ⅵ」において「事業開発と起業」「持続可能なコミュニティ開発」「地域開発とパブリックリレーション」の3つのグループに分け、それぞれ3名の専任又はみなし専任の研究者教員と実務家教員を、バランスを考慮しながら配置している点は特色として評価できる（評価の視点3-2、点検・評価報告書36～37頁、基礎要件データ表9～表13、資料3-14「教育研究業績一覧」、質問事項に対する回答）。

授業科目に対する教員の配置については、基礎科目及び教養科目並びに社会起業関連専門科目の必修科目11科目のうち6科目を専任教員が単独で、3科目については専任教員と兼任教員がオムニバス形式で担当している。また、マネジメント専門科目15科目のうち6科目を専任教員が担当しており、マネジメント専門科目における専任教員の担当割合がやや低いものの、全体的には主要な授業科目についてほぼ専任教員を配置している。なお、これらのコアとなる科目に兼任又は兼任教員を配置する場合には、「非常勤講師採用手続規程」及び「相模女子大学教員資格審査基準」に則り、担当教員を採用している（評価の視点3-3、点検・評価報告書37～38頁、資料2-22「新旧カリキュラム対照表」、資料2-24「新旧カリキュラムツリー」、資料3-3「非常勤講師採用手続規程」、資料3-4「相模女子大学教員資格審査基準」）。

専任教員の年齢構成は、50歳代が5名、60歳代が6名で、現状では50歳代と60歳代の年齢層に二分している。ただし、年齢層の区分を45～54歳、55～64歳と5年ずらしてみた場合、前者が2名、後者が9名と、大半が55～64歳層に集中することから、数年後には専任教員が60歳代に著しく偏ることが想定される。教育上の継続性を担保するという観点からも、あらかじめ対応策を講じておくことが望まれる。専任教員の多様性に関しては、女性教員が11名中3名在籍しているが、ジェンダーバランスの観点から若干の改善の余地があるといえる（評価の視点3-4、点検・評価報告書37頁、基礎要件データ表14、資料3-15「専任教員個別表」、質問事項に対する回答、実地調査時の面談調査）。

【項目：教員の募集・任免・昇格】

専任教員の採用にあたっては、「相模女子大学教員採用手続規程」に則り、「相模女子大学資格審査委員会内規」の規定により選出された資格審査委員が、「相模女子大学教員資格審査基準」に基づいて採用候補者の能力・実績を審査することを定めている。みなし専任教員は、大学院特任教員として採用しており、「相模女子大学専門職大学院特任教員に関する規程」に則り、実務業績を重視して任用している。また、専任教員の昇任に関しては、「相模女子大学教員昇任手続規程」の手順に沿って、要件を満たした教員に対し「教員資格審査基準」に基づいて能力・実績を審

査することとしている。なお、当該専攻の専任教員は、全員が学部との兼務であるため、学部での審査後に研究科として審査を行っており、教員の募集・任免・昇格については、所定の手続に沿って公正に行われているといえる（評価の視点 3-5、点検・評価報告書 38 頁、資料 3-2「相模女子大学教員採用手続規程」、資料 3-4「相模女子大学教員資格審査基準」、資料 3-5「相模女子大学資格審査委員会内規」、資料 3-6「相模女子大学専門職大学院特任教員に関する規程」、資料 3-7「相模女子大学教員昇任手続規程」）。

【項目：教員の資質向上等】

専任教員の資質向上について、大学・大学院合同で組織されたFD委員会主導のもと、年2回のファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）研修会を実施することにより、教育上の資質向上を目指しており、ばらつきがあるものの概ね8割程度の教員が出席している。また、学生に対する学修振り返りアンケートにおける回答を授業改善に活用しているほか、兼任教員を含む全教員の全ての授業を対象とした授業参観を実施している。ただし、FD研修会への特任教員の出席率は0%であることから、当該専攻独自のFD研修会の開催を検討するなどの対応が望まれる（評価の視点 3-6、点検・評価報告書 39 頁、資料 3-13「相模女子大学大学院ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程」、資料 3-16「相模女子大学・相模女子大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程」、資料 3-17「FD研修会参加状況」、質問事項に対する回答）。

研究活動の促進に関しては、研究者教員においては学会や研究会への参加を通じて、実務家教員においては、自身の人的ネットワークを通じて担当科目に実務家を臨時講師として招聘することによって、組織マネジメントの知識の充実・刷新を図る機会としている。また、「アドバイザリーボード・ミーティング」におけるメンバーによる活動や、社会起業フォーラムにおける社会起業家の活動紹介を通じて、最新の情報や知識を収集する支援を組織的に行っている。一方、当該専攻の教育に資する研究のあり方については、実務家教員と研究者教員が共同で担当する科目を通じた日常的なやりとりや、論文誌『社会起業研究』における論文の発表及びこれに関する議論等を通じて意見交換を行っているものの、当該専攻としての研究のあり方は検討の途上である。実務家教員及び研究者教員がそれぞれ取り組むべき研究の定義を専攻として明らかにしたうえで、更なる研究活動の促進につなげることが望ましい（評価の視点 3-7、点検・評価報告書 39～40 頁、資料 2-13「2022年度開講科目内の臨時講師委嘱一覧」、資料 2-14「2023年度開講科目内の臨時講師委嘱一覧」、資料 3-19「アドバイザリー・ミーティングでのプレゼンテーション」、回答根拠資料 3-5「社会起業研究第1巻一第4巻」）。

専任教員の教育研究活動、組織内運営、社会への貢献等の評価については、「相

相模女子大学大学院社会起業研究科社会起業専攻

模女子大学・相模女子大学短期大学部教員評価指針」及び「相模女子大学・相模女子大学短期大学部教員評価実施要領」に基づき全学的に2年ごとに実施している。実施にあたっては、各教員による「教員自己評価調査票」の記載内容に基づき、教育・研究・組織運営・社会貢献の4領域について、学部と研究科を兼務する教員に対しては学部長が当該学部の教員評価基準に沿って、大学院特任教員に対しては研究科長が研究科特任教員の評価基準に沿って適切に評価する体制を採用するとともに、評価結果を本人に通知している（評価の視点 3-8、点検・評価報告書 40 頁、資料 3-20「相模女子大学・相模女子大学短期大学部教員評価指針」、資料 3-21「相模女子大学・相模女子大学短期大学部教員評価実施要領」、資料 3-22「教員自己評価調査票」、資料 3-23「各学部の教員評価基準」、資料 3-24「相模女子大学専門職大学院特任教員の教員評価基準」）。

【項目：教育研究条件・環境及び人的支援】

専任教員の教育研究活動に対する条件について、当該専攻では年間担当授業コマ数を原則 12 コマに設定し、研究専念期間を「相模女子大学研究専念期間制度に関する規程」によって保証している。また、「研究費規程」に基づき教育研究費を一律支給しているほか、特定研究助成費・学術図書刊行助成費・海外出張助成費の公募制度も設けていることから、教育研究活動にかかる条件は概ね適切に設定されているといえる。ただし、専任教員の年間担当授業コマ数について、みなし専任教員以外の大多数の教員が 12 コマを超過しているため、負担軽減に向けた対策の検討が望まれる。

教育研究環境の整備については、個人研究室を割り当てることで教育研究活動に集中できる環境を用意している。人的支援については、全学でティーチング・アシスタント（TA）、スチューデント・アシスタント（SA）の制度を設定している。当該専攻では、同制度を利用した実績はないが、専任教員の担当授業コマ数の超過傾向を勘案すれば、導入の是非を検討する余地はあろう（評価の視点 3-9、点検・評価報告書 41～42 頁、資料 3-12「相模女子大学研究専念期間制度に関する規程」、資料 3-14「教育研究業績一覧」、資料 3-15「専任教員個別表」、資料 3-25「2024 年度授業時間割編成方針」、資料 3-26「研究費規程」、現地調査時の面談調査）。

(2) 提言

【特色】

- 1) 効果的な教育ができるよう、主要な実践研究科目である「起業・事業開発演習Ⅲ～Ⅵ」において、「事業開発と起業」「持続可能なコミュニティ開発」「地域開発とパブリックリレーション」の3つのグループに分類し、研究者

教員と実務家教員を双方のバランスを考慮しながら各グループに配置している点は、教員の配置に関する特色として評価できる（評価の視点 3-2）。

【検討課題】

- 1) 専任教員の年齢層が数年後には60歳代に著しく偏ることが想定されるため、あらかじめ対応策を講じておくことが望まれる（評価の視点 3-4）。
- 2) 全学としてFDを行っているものの、FD研修会への専任教員の出席率も鑑みて、当該専攻独自のFD研修会の開催を検討するなどの対応が望まれる（評価の視点 3-6）。
- 3) 専任教員の年間担当授業コマ数について、みなし専任教員以外の大多数の教員が原則の設定コマ数を超過しているため、負担軽減に向けた対策の検討が望まれる（評価の視点 3-9）。

4 専門職大学院の運営と改善・向上

(1) 経営系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目：専門職大学院の運営】

当該専攻を運営する固有の組織体制については、「研究科委員会」を設置したうえで、その下部組織として研究科の戦略立案から運営管理まで広く担う、研究科長を含む4名の専任教員により構成される「運営委員会」を設け、そこで審議した教育の企画・設計・運営などの重要事項を「研究科委員会」で審議・決定する体制をとるとともに、必要に応じて大学評議会や理事会等に上程している。また、教育課程連携協議会に加えて、起業家や起業関連業界のみならず、各分野で社会課題の解決にあたって活動している専門家を構成員とする「アドバイザーボード・ミーティング」を設置しており、外部からの意見や助言を採り入れ、教育研究活動に反映しうる体制を整えている点は特色として評価できる。このように、当該専攻の組織運営については適切に行われているといえるものの、実際には「運営委員会」委員に過度に業務が集中しているため、教育の継続性が担保されるよう、負担の軽減に向けた検討が必要である（評価の視点 4-1、4-2、点検・評価報告書 45～48 頁、55 頁、資料 2-9「社会起業研究科委員会規程」、社会起業研究科ウェブサイト、質問事項に対する回答、実地調査時の面談調査）。

関係する学部・研究科等との連携について、当該専攻は基礎とする学部を持たず、特定の学部・学科との1対1の対応関係はないが、2024年度においては、みなし専任教員を除き、専任教員は全員が学芸学部及び人間社会学部の5学科いずれかとの兼務となっている。そのため、原則として各教員の当該専攻における授業負担が5割を超えないよう調整したり、当該専攻と兼務先学科との時間割を調整したり、あるいは全学委員会委員を可能な限り研究科選出の委員と兼務できるようにしたりするなどの対応を講じている。そのほか、教員が担当する学部の所属ゼミ生と大学院学生が、授業科目における課題の補助やフィールドワークの同行等を通じて交流を図る機会を設けるなど、適切な連携を図っている（評価の視点 4-3、点検・評価報告書 48～49 頁、質問事項に対する回答）。

【項目：自己点検・評価と改善活動】

当該専攻の自己点検・評価については、「相模女子大学内部質保証に関する規程」に基づいて設置された内部質保証の目的を達成するための組織である「質保証委員会」と自己点検・評価を担う「自己点検評価委員会」の主導のもと、全学で取り組む体制の中で組織的かつ継続的に実施している。具体的には、「相模女子大学内部質保証の基本方針」に則って、当該専攻を含む各部署が自己点検・評価を年2回実施するとともに「自己点検評価委員会」に点検評価報告書を提出し、同委員会がそれらを取りまとめた後、「質保証委員会」に報告するという運用プロセスとなって

相模女子大学大学院社会起業研究科社会起業専攻

いる。また、「質保証委員会」は、自己点検・評価の検証結果を学部・研究科ごとに「点検評価報告書に対するフィードバック」として返却し、改善を要すると判断した場合は期限内に改善活動の実施と結果の報告を求めることによって、教育活動の改善・向上に適切に結びつけている。なお、当該専攻独自の自己点検・評価については、研究科長を中心に「運営委員会」で自己点検・評価案を作成し、研究科委員会に諮る体制を採っている（評価の視点 4-4、点検・評価報告書 49～51 頁、資料 4-1「相模女子大学内部質保証に関する規程」、資料 4-2「2023 年度前期点検評価報告書（社会起業研究科）」、資料 4-13「相模女子大学内部質保証の基本方針」、資料 4-14「2022 年度相模女子大学点検評価報告書」）。

外部からの指摘に基づく改善については、文部科学省による研究科設置に伴う設置計画履行状況等調査でのアドバイスを受けて、学則を改定し、科目を新設するなどの対応を行っている。また、教育課程連携協議会のほか、大学全体の教育活動に関する学外のステークホルダーからの毎年の意見聴取や、年 2 回開催している「アドバイザーリーボード・ミーティング」での意見を踏まえ、科目を新設するなど適宜対応している（評価の視点 4-4、点検・評価報告書 51～52 頁、資料 4-3「相模女子大学大学院社会起業研究科教育課程連携協議会規程」）。

【項目：社会との関係、情報公開】

当該専攻の運営の改善・向上にあたっては、毎年 2 回開催している教育課程連携協議会から受けた助言やアドバイスを教育課程に反映しており、対面授業のハイフレックス化や「起業・事業開発最終報告書」の審査時の評価基準を明確化したルーブリックの作成など具体的な改善につなげている（評価の視点 4-6、点検・評価報告書 53 頁、基礎要件データ表 16、資料 4-3「相模女子大学大学院社会起業研究科教育課程連携協議会規程」、資料 4-9「令和 4 年度第 2 回教育課程連携協議会議事録」、資料 4-10「令和 5 年度第 1 回教育課程連携協議会議事録」、資料 4-12「相模女子大学大学院社会起業研究科教育課程連携協議会構成員名簿」）。

当該専攻の運営と諸活動については、当該研究科及び全学のウェブサイトで随時公開している。具体的には、研究科の概要、教育理念、設置の目的、3つのポリシー等、教育活動に関する情報、学生の活動と修了生の起業実績の紹介等を掲載している。当該専攻の自己点検・評価の結果に関しては、「相模女子大学点検評価報告書」の総括に集約され、全学ウェブサイトで公開している。また、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に規定される情報についても、全学ウェブサイトに情報公開のページを設けて公開しており、説明責任を果たしている（評価の視点 4-7、点検・評価報告書 53～54 頁、資料 4-14「2022 年度相模女子大学点検評価報告書」、社会起業研究科ウェブサイト、相模女子大学ウェブサイト）。

企業やその他組織との連携・協働を進めるための協定、契約等について、当該専

相模女子大学大学院社会起業研究科社会起業専攻

攻では、全学の意思決定機関である大学評議会の承認・決定を経て、相模原市産業振興財団、さがみはら産業創造センター、町田新産業創造センターの3つの組織と連携協定を結んでいる。なお、各組織との間での金銭授受はない（評価の視点 4-8、点検・評価報告書 54 頁）。

(2) 提言

【特色】

- 1) 教育課程連携協議会に加え、起業家や起業関連業界のみならず、各分野で社会課題の解決にあたって活動している専門家を構成員とする「アドバイザーボード・ミーティング」を通じて外部からの意見や助言を採り入れる体制を整備している点は、特色として評価できる（評価の視点 4-1）。

【検討課題】

- 1) 「運営委員会」委員に過度に業務が集中していることから、教育の継続性が担保されるよう、業務負担の軽減に向けた検討が望まれる（評価の視点 4-1）。

以上